江差都市計画道路の変更（北海道決定）

都市計画道路中３・５・１号江差駅前通ほか１路線を次のように変更する。

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	幹線街路	3･5･1	江差駅前通	江差町字姥神町	江差町字陣屋町	江差町字新地町	約 1,620m	地表式	2車線	14m	幹線街路と平面交差５箇所	一般道道江差停車場線
		その他		なお、江差駅前に駅前広場を設ける。								面積約 1,400㎡
旧	幹線街路	3･5･1	江差駅前通	江差町字陣屋町	江差町字陣屋町	江差町字新地町	約 1,620m	地表式		14m	幹線街路と平面交差５箇所	一般道道江差停車場線
新	幹線街路	3･5･4	江差海岸通	江差町字愛宕町	江差町字砂川	江差町字津花町	約 4,970m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差１箇所、補助幹線街路と平面交差３箇所	一般国道227号、228号
旧	幹線街路	3･5･4	江差海岸通	江差町字愛宕町	江差町字南浜町	江差町字津花町	約 3,780m	地表式		18m	幹線街路と平面交差１箇所、補助幹線街路と平面交差３箇所	一般国道228号

※変更内容の詳細については、変更説明書のとおり

理由書

３・５・４号江差海岸通の津花町地内交差点については予てから急カーブ対策が求められており、一方で、今後予定している道の駅開業に伴う観光客の増加や、物流車両の混入など交通環境の変化が予想される中、より一層の安全性が求められるため交差点形状を変更する。

なお、道の駅来訪者と通過交通のスムーズな通行、安全性に配慮し、新たな交差点形状としては環状交差を採用することとし、線形および一部区域の変更を行う。

また、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年 10 月 21 日政令第 331 号）に基づき、全ての街路の車線の数を決定（全９路線のうち７路線は町決定）するとともに、３・５・１号江差駅前通ならびに３・５・４号江差海岸通の計画書に表示の錯誤があることから、正しい表示に変更する。

定規図

○代表幅員

単位：m

3・5・1号 江差駅前通
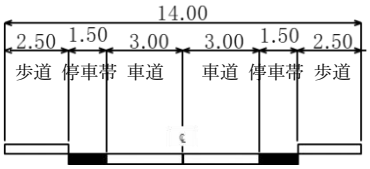

単位：m

3・5・4号 江差海岸通
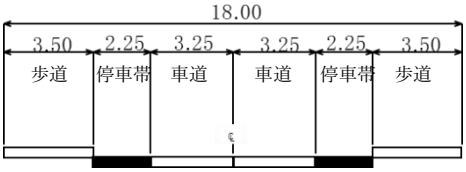

○環状交差部

単位：m

3・5・4号 江差海岸通
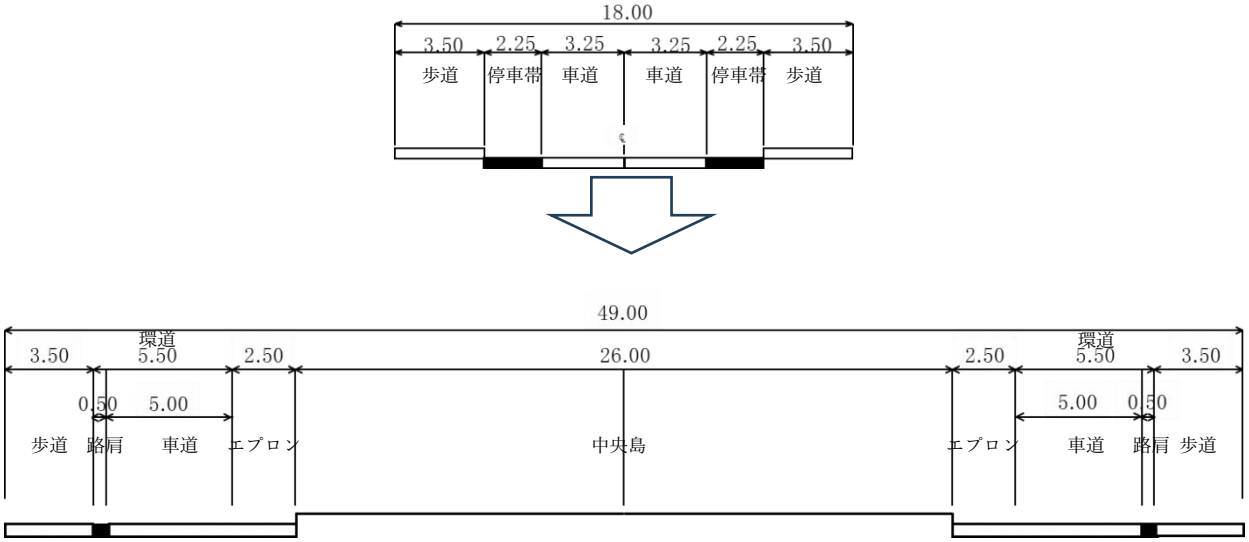

江差町都市計画図（箇所図）

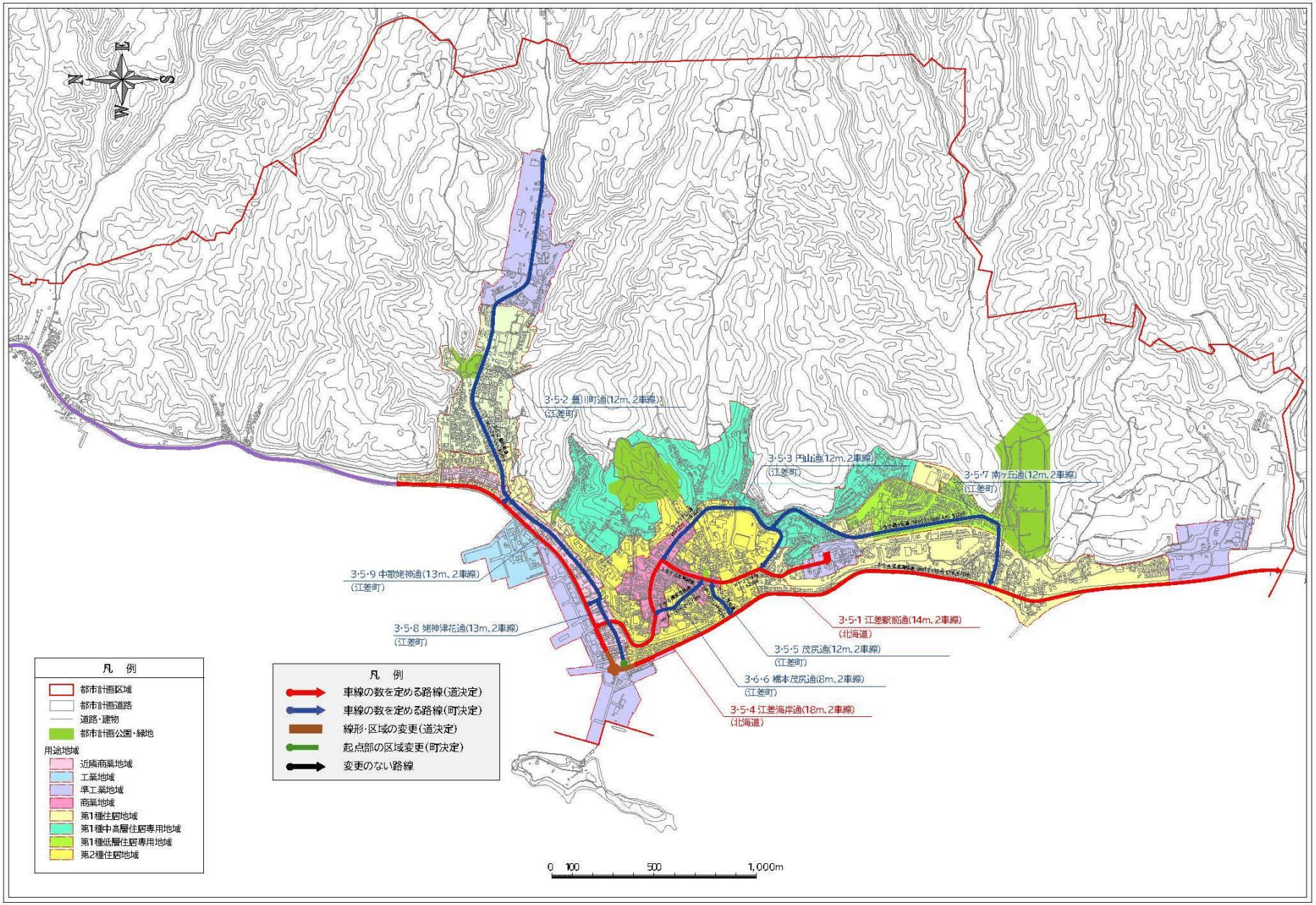

変更説明書

番号	路線名	変更内容
3・5・1	江差駅前通	車線の数の決定 錯誤の解消

◆変更箇所

〇計画書と計画図に不一致があるため、現況に変更はないが正しい表示にする。

・計画図に記載された起点と計画書の「位置」の「起点」欄に記載の所在に誤りがあったため、
以下のとおり変更する。

【変更前】　　【変更後】

江差町字 陣屋町	▷	江差町字 姥神町

・計画図に駅前広場が図示されており、当初決定時には駅前広場の記載があったものの、
変更決定時に計画書から駅前広場の表記が消えてしまったため、
計画書の「その他」欄及び「備考」欄に以下のとおり追記する。

【変更前】　　【変更後】

記載なし ▷

その他	なお、江差駅前に駅前広場を設ける。	面積約 1,400 ㎡

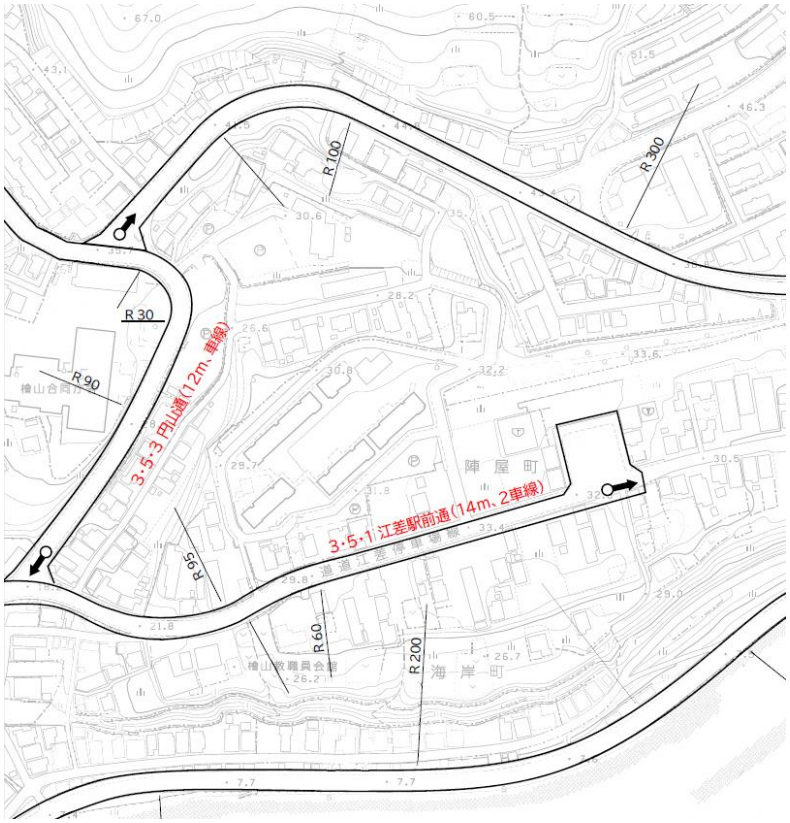

変更説明書

番号	路線名	変更内容
3・5・4	江差海岸通	車線の数の決定 線形の変更（環状交差点への変更、変更区間 L=約 160m） 一部区域の変更（環状交差点への変更） 錯誤の解消

◆変更箇所

○津花町地内交差点について、これまで以上に安全性が求められるため交差点形状を変更する。
新たな交差点形状としては環状交差を採用し、線形および一部区域の変更を行う。

変更前	
変更後	

○計画書と計画図に不一致があるため、現況に変更はないが正しい表示にする。

・計画図に記載された終点と計画書の「位置」の「終点」欄に記載の所在に誤りがあったため、以下のとおり変更する。

【変更前】 江差町字南浜町 ▷ 【変更後】 江差町字砂川

・計画図に記載された当該路線の起終点距離が、計画書の「延長」欄に記載の距離と異なっているため、以下のとおり変更する。

【変更前】 約 3,780m ▷ 【変更後】 約 4,970m

・計画書の備考欄に記載された事項に誤りがあったため、以下のとおり変更する。

【変更前】 一般国道 228 号 ▷ 【変更後】 一般国道 227 号、228 号